**令和２年６月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期　　　間：　　　　令和２年６月22日（月）　　　午後２時４分より

場　　　所：　　　　真鶴町民センター　３階　講堂

出　席　者：　　　　牧岡努教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、

草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員

　　　　　　　　　　岩本幹彦教育課長、山田譲生涯学習担当課長

　　　　　　　　　　書記：小野真人主幹兼学校教育係長、秋澤勝太主事

欠　席　者：　　　　なし

傍　聴　者：　　　　なし

議事

１　開会

　　　教育長あいさつ

２　教育長の報告

1. 学校教育に係る部分について

・園・学校の様子に関すること

・児童生徒指導に関すること

・学校の安全に関すること

・その他

（２）生涯学習に係る部分について

・スポーツ・文化事業に関すること

・青少年育成に関すること

・文化施設に関すること

・その他

３　協議事項

(１)真鶴町立学校給食等給付金支給要綱の制定について

係長：　　　資料１「真鶴町立学校給食等給付金支給要綱」をご覧ください。今回の新型コロナウイルス感染拡大による小中学校、幼稚園の３月から５月までの約３か月間の臨時休業による給食等が無くなったことなどの影響に対しまして、先ほど教育長からのご報告がありましたとおり、町の緊急の経済的対策として、小学校の６月から８月の３か月分の給食費相当額を無償にするとともに、中学校及び幼稚園についても昼食費負担を支援する目的で小学校と同額を給付金として支給することとなりましたので、ここで要綱を整備するものです。

第１条の目的です。この要綱は、真鶴町立の小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）の長期間にわたる臨時休業の影響による保護者の経済的負担を軽減し、もって子育て支援を拡充することを目的として、学校等に在籍している児童、生徒及び園児（以下「児童等」という。）の保護者に対して、小学校における学校給食並びに中学校及び幼稚園における昼食に要する費用の一部を支給する給付金について、真鶴町補助金の交付等に関する規則に規定するもののほか、必要な事項を定めるとしています。

第２条、給付対象者です。給付金の給付対象となる者は、児童等の保護者とする。２、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付を受けることができない。(1)生活保護法第13条に規定する教育扶助の支給を受けているとき。(2)他市町村の制度により、学校等の給食費に相当する補助又は免除を受けているとき。

第３条、給付金の額です。給付金の額は、小学校の給食費相当額とし、予算の範囲内において給付するものとする。

第４条、給付金の申請等の委任です。第２条第１項に規定する給付対象者のうち小学校に在籍している児童の保護者は、給付金の申請から受領までの権限を、給食管理者に委任するものとするとしています。小学校が保護者から給食費を徴収して保護者に町が給付金を支給するのではなく、町が直接、小学校に給食費相当額を支出するための規定となります

第５条、給付金の申請です。前条の規定により委任を受けた給食管理者、つまり小学校ですが、規則第４条に規定する補助金等交付申請書に必要な書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。２給付金の申請をする中学校及び幼稚園に在籍している生徒及び園児の保護者は、給食等給付金支給申請書（第１号様式）により教育委員会に申請するものとする。

第６条、給付金の決定です。教育委員会は、前条第１項の申請があったときは、その内容を審査し、規則第７条の規定に基づき、交付の可否を通知するものとする。２教育委員会は、前条第２項の申請があったときは、その内容を審査し、給食等給付金支給決定（却下）通知書（第２号様式）により支給の可否を通知するものとする。

第７条、交付の方法等です。給付金は、第５条第１項による交付申請の場合にあっては、受任給食管理者に対して交付するものとし、第５条第２項による給付申請の場合にあっては、給付対象者に対して支給するものとする。２受任給食管理者は、交付を受けた給付金の額を、給付対象者が負担する学校給食費のうちから減免するものとする。先ほどご説明しましたとおり小学校については、直接小学校に対して交付し、保護者の給食費は免除とし、中学校及び幼稚園については、保護者に申請していただき、保護者に給付することを規定しています。

第８条、受任給食管理者の責務です。受任給食管理者は、学校給食の実施を目的とする会計に給付金を収入し、学校給食に要する経費として支出しなければならない。

第９条、委任です。この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。この告示は、公表の日から施行することとしています。説明は以上です。

教育長：　　今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

委員：　　要綱の中に期間が入っていないというのは、これ以降も可能性があるということですか。

係長：　　そうです。今後の可能性もあるためです。

委員：　　給食費の未納についてはどうですか。

係長：　　未納はほぼ無いです。

教育長：　　よろしいでしょうか。それでは、真鶴町立学校給食等給付金支給要綱の制定についてお認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員：　　（全員挙手）

教育長：　　全員賛成です。以上をもちまして、協議事項を終わります。では、真鶴町教育委員会６月定例会を終わりにします。ありがとうございました。